

福岡県公報

令和五年一月六日
第三百六十二号
増刊
②

目次

規則(第一号)

○福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

(行財政支援課) ……………一

再掲

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正

(人事委員会事務局給与公平課) ……………四

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を

改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の

施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………五

規則

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

令和五年一月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第一号

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(債務の承継)

第十九条 市町村等が貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について債務の引

受けによる承継をしようとするときは、当該承継により債務を免れる市町村等及び当該承継により債務を負担する市町村等は、連署の上、あらかじめ市町村振興資金債務承継承認申請書(様式第十六号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、債務の承継を適当と認め

たときは、市町村振興資金債務承継承認通知書(様式第十七号)により通知する。

様式第十五号(その三)の次に次の二様式を加える。

様式第16号（第19条）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

被債務承継（市町村等の長）

職印

債務承継（市町村等の長）

職印

市町村振興資金債務承継承認申請書

年 月 日第 号で貸付決定通知を受けた市町村振興資金に係る債務を承継したいので、承認されるよう申請します。

記

1 債務の承継の内容

（単位 円）

事業名	借入 年月日	当初 借入額	未償還 元金	承継額	備考

2 債務の承継の理由

3 債務の承継の予定年月日

年 月 日

注 償還年次表を添付してください。

様式第17号（第19条）

(市町村等の長)	第 年 月 日
殿	
福岡県知事	職印
市町村振興資金債務承継承認通知書	
年 月 日第 号で申請のあつた市町村振興資金に係る債務の承継については、承認します。	

附則
この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の二百三十」を「百分の二百四十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三十二の二級の欄中

31
31
32
を
27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31

31
に改める。

別表第三十四の二級の欄中

60
60
60
61
を
54
55
55
55
56
56
56
56
56
57
57
58
58
58
59
59

59
60
60
に改める。

別表第三十五の二級の欄中

48
48
49
49
50
を
47
48
48
48
48
49

に改める。

別表第三十六の二級の欄中

34
34
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39

40
を
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37
38
39
に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
53
53
54
54
55
55

55
56
を
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52

53
53
54
54
55
55

に改める。

別表第三十七の二級の欄中

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
46

47
47
47
48
を
41
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
46

46
47
47
に、
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57

58
58
59
59
60
を
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55

55
56
56
57
58
59

に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給

がこの規則による改正前の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十二号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、同条の規定により採用された日の属する年度の四月一日において施行されている労務職給料表を適用し、同法第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員にあつては、同条の規定により任用された日の属する年度の四月一日において施行されている労務職給料表を適用する。

「第三条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を「会計年度任用職員」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600

再任
職員
以外の
職員

45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	359,000
71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,500
72	216,400	253,900	284,000	312,300	360,100
73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100	361,200
75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,700
76	218,000	255,500	287,100	314,000	362,200
77	218,200	255,800	287,700	314,200	362,700
78	218,700	256,200	288,200	314,500	363,200
79	219,100	256,700	288,700	314,800	363,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100	364,300
81	220,000	257,500	289,500	315,400	364,800
82	220,300	257,800	289,900	315,700	365,400
83	220,600	258,100	290,400	316,000	365,900
84	221,000	258,400	290,900	316,300	366,400
85	221,500	258,600	291,300	316,500	366,900
86	221,900	258,800	291,900	316,900	367,400
87	222,300	259,100	292,500	317,200	367,900
88	223,000	259,400	293,100	317,400	368,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600	368,900
90	223,900	259,800	293,900	317,900	369,400
91	224,400	260,200	294,400	318,200	370,000
92	224,800	260,400	294,800	318,500	370,500

93	225,100	260,700	295,200	318,700	370,900
94	225,500	261,100	295,700	319,000	371,300
95	225,900	261,400	296,200	319,300	371,700
96	226,200	261,700	296,700	319,500	372,100
97	226,500	261,900	297,000	319,700	372,400
98	226,900	262,200	297,400	320,000	372,700
99	227,300	262,400	297,900	320,300	372,900
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200	320,900	
103	228,900	263,500	299,500	321,200	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	321,900	
107	230,500	264,500	300,900	322,200	
108	230,900	264,700	301,300	322,500	
109	231,100	265,000	301,600	322,700	
110	231,500	265,300	302,000	322,900	
111	232,000	265,600	302,400	323,200	
112	232,400	265,800	302,700	323,500	
113	232,600	266,000	302,900	323,700	
114	233,100	266,300	303,200	323,900	
115	233,600	266,500	303,500	324,200	
116	234,100	266,700	303,700	324,500	
117	234,400	267,000	303,900	324,700	
118	234,800	267,300	304,200	324,900	
119	235,200	267,600	304,500	325,200	
120	235,600	267,900	304,700	325,500	
121	236,000	268,100	304,900	325,700	
122		268,300	305,200	325,900	
123		268,600	305,500	326,200	
124		268,900	305,700	326,500	
125		269,100	305,900	326,700	
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,800	274,700

備考 短時間勤務職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた再任用職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第五を次のように改める。

別表第5 (第3条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31

66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	40
103	56	65	68	40
104	56	65	68	40
105	56	65	69	40
106	56	66	70	40
107	56	66	71	40
108	57	66	72	40
109	57	66	73	41
110	57	66	73	41
111	57	67	74	41
112	57	67	74	41
113	58	67	75	41
114	58	67	75	41
115	58	67	76	41
116	58	68	76	42
117	58	68	76	42
118	59	68	76	42
119	59	68	76	42
120	59	68	76	42
121	59	68	76	42
122		69	76	42
123		69	76	43
124		69	76	43
125		69	76	43
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(この規則の施行に関し必要な事項)

3 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。